

経営事項審査の審査基準の改正について

I 制度の概要

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、原則として、その経営に関する客観的事項について、許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査（＝経営事項審査）を受けなければならないこととされている（建設業法第 27 条の 23 第 1 項）。また、経営事項審査の項目及び基準については、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定めることとされている（同法第 27 条の 23 第 3 項）。

経営事項審査は、各発注者がランク分けで審査する事項のうち、基本的にどの発注者が審査しても同一結果となるべき事項について、許可行政庁が全国共通の客観的な基準で一元的に評価するものであり、ランク分けの透明性・公平性の確保に寄与するとともに、審査の重複排除により受発注者双方の利便に貢献するものである。

II 主な改正経緯

(1) 平成 11 年改正

大手ゼネコンの経営破綻が相次ぐ中で、建設業者の経営実態をよりの確に反映するよう、経営状況分析について以下の改正を実施。

＜経営状況分析の指標の見直し＞

- ・収益性分析の的確化（営業利益、キャッシュフローの概念の導入）
- ・負債の状況の的確な把握（有利子負債に着目した指標の導入）
- ・資産の健全性の把握（不良資産を反映する指標の導入） 等

(2) 平成 18 年改正

＜防災に貢献する建設業者への加点＞

- ・建設業者の社会貢献活動を評価すべく、自治体と災害時における

- 防災活動について定めた防災協定を締結している企業を加点評価
- ＜完成工事高評価テーブルの見直し＞
- ・建設投資の減少により完成工事高の評価の平均点が制度設計時に想定した平均点（700点）を下回っていたことに対応し、評価テーブルを見直し

（３）平成２０年改正

- ＜完成工事高偏重の見直し＞
- ・完成工事高のウェイトを３５％から２５％に引下げ
- ＜ペーパーカンパニーの過大評価の排除＞
- ・固定資産をマイナス評価する指標の削減、指標の性格に応じた上
 - ・下限値の設定、絶対額指標の導入等
- ＜技術力の的確な評価＞
- ・技術力のウェイトを２０％から２５％に引上げ等
- ＜虚偽申請防止＞
- ・会計監査人の設置など経理の信頼性向上の取組みを評価
- ＜社会的責任の果たし方によって差のつく評価＞
- ・営業年数、防災協定の締結等について加点幅を拡大
 - ・法令遵守状況を評価対象に追加

Ⅲ 審査基準見直しの背景と視点

平成２０年の改正では、建設市場の量的拡大が望めない中、完工高重視から企業実態を的確に反映した経営状況と技術力の評価を重視する評価体系へと大幅な見直しを行い、ペーパーカンパニーの過大評価の排除や虚偽申請防止対策にも一定の進捗があったところである。

しかしながら、入札契約制度については不断の改革を行うことが重要であり、経営事項審査についても、ペーパーカンパニー等が不正に高得点をとることの防止を主眼に、企業実態をより公正に評価できるよう、更なる改善措置を講じる必要がある。

このため、虚偽申請防止対策の強化等の運用面の改善を図るとともに、審査基準についても評価の適正化や多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を検討する。

Ⅳ 検討が必要と考えられる主な事項

検討が必要な事項としては、例えば以下のものが考えられる。

(1) 評価対象とする技術者の見直し

①現状

現在は評価対象とする技術者を「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの」としているため、審査基準日において雇用期間を定めずに雇用されてさえいれば、評価対象の技術者として認定している。

②問題意識

評点を上げるためだけの技術者の名義借り等が行われ易くなっている可能性があるので、評価対象とする技術者を一定期間以上の恒常的雇用関係のある者に限定することを検討する必要があるのではないか。

また、高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象者（1年毎に契約を更新するのが一般的）が技術者として認められないので、同制度の対象者は評価対象とする技術者に含めることについて検討する必要があるか。

【参考】

＊「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日国総建第315号）では3ヶ月以上を求めている。

(2) 再生企業の取扱い

①現状

現在でも再生企業の経審結果は必ずしも高得点とはならないが、債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業がマイナス評価なしに再び公共事業に参入することに批判が多い。

②問題意識

再生企業については、経審の評価上も何らかの減点措置を講じることが検討する必要があるのではないか。その際、経営状況（Y点）は財務内容を正確に反映したものであるべきなので、例えば地域貢献等を評価する社会性等（W点）のうち「営業年数」を減じて評価してはどうか。また、再生企業としてはどのようなものを対象とするのがよいか（法的整理のみとするのか否かなど）。

【参考】

* 営業年数35年以上で満点の60点（P点換算で90点）

(3) 建設投資の減少傾向への対応

①現状

今後、建設投資の減少傾向が継続した場合、経審の総合評定値P点に占める完工高（X1点）の評価ウエイトが実質的に低下していくことが考えられる。

②問題意識

バランスの取れた評価を確保するために、完工高の評点テーブルの上方修正を検討することが必要ではないか。

(4) 社会性等（W点）の取扱い

①現状

W点については、平成20年改正で営業年数や防災協定の締結等に対する加点幅を拡大し、社会的責任を適切に果たしている企業を高く評価することとしたが、審査項目の更なる充実に対する

多様な要望がある。

②問題意識

審査項目の有用性、客観性等を踏まえながら審査項目追加の検討が必要ではないか。例えば以下のような要望があるが、追加を検討する審査項目としてはどのようなものがあるか。

- ・ 除雪作業の契約締結（営業として行われている実態をどう考えるか）
- ・ 建設機械の保有状況（保有からリースへ移行している現実をどう考えるか） 等

なお、新たに審査項目を追加した場合、総合評定値P点全体で見たときのW点のウェイトバランスが過度に増大しないようにする等の考慮が必要である。

さらに、経審のランク分けの基礎資料としての役割を考慮すれば、特に多様な要望・ニーズがあるW点についてはより弾力的な利用を可能とすることを検討してはどうか。例えば、従来の一律の点数評価から、結果通知書に記載されている事実関係に基づき、各審査項目の配点を各発注者が弾力的に定めることを認めることはどうか。

建設工事標準請負契約約款の改正について

I 制度の概要

建設工事標準請負契約約款は、請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告するものである(建設業法第34条第2項)。

標準請負契約約款には、①国や地方公共団体等が発注する工事の請負契約を対象とする「公共工事標準請負契約約款」、②民間の比較的大きな工事を発注する者と建設業者との請負契約を対象とする「民間建設工事標準請負契約約款(甲)」、③個人住宅等の民間の比較的小さな工事の請負契約を対象とする「民間建設工事標準請負契約約款(乙)」、④公共工事・民間工事を問わず下請契約全般を対象とする「建設工事標準下請契約約款」の4種類がある。

II 改正の背景と視点

建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、立場の弱い下請や労働者へのしわ寄せ、建設企業の倒産に伴う関係者の被害発生など多くの課題が生じている。

下請や労働者へのしわ寄せを防止するためには、書面による契約の促進や法令遵守の徹底等を図ることが重要であるが、あわせて、その前提となる契約書の内容について、建設工事標準請負契約約款を通じて、契約当事者間で責任・費用が適切に分担されるよう、契約当事者間の対等性を確保していくことが重要である。

このため、中央建設業審議会が作成する4種類の標準請負契約約款すべてについて、契約当事者間の対等性を確保する等の観点から所要の改正を検討する。

Ⅲ 検討が必要と考えられる主な事項

検討が必要な事項としては、例えば以下のものが考えられる。

1 契約当事者間の対等性の確保

(1) 契約内容の変更方法等に関する契約当事者間の協議

① 現状

請負代金の変更方法等に関し、約款上に具体的な規定がなく、両当事者間の対等な交渉能力を前提とした両者間の協議（甲乙協議）に委ねられている。

② 問題意識

契約当事者間に力の差がある場合、甲乙協議に委ねられている事項については、結果的に相対的に強い立場にある者の意により決定され、相対的に弱い立場にある者に過度な負担となっているおそれがある。

契約当事者から中立的な第三者の活用の推奨や、紛争調整手続に至るルールの特明確化など、対等性を実効的に確保していく方策について検討することが必要ではないか。その際、建設工事紛争審査会の積極的な活用についても併せて検討することが必要ではないか。

【参考】

* 海外工事において広く用いられている F I D I C 約款（作成；国際コンサルティング・エンジニア連盟）では、発注者及び請負者から中立な第三者が、プロジェクトの状況を把握するため定期的に現場視察を行い、発生初期の段階で問題解決にあたり、紛争が大きくなるのを防ぐべく裁定する仕組みが存在する。

(2) 請負者の責に帰さない事由による工期延長に伴う増加費用の負担

① 現状

公共工事標準請負契約約款では、請負者に帰責事由がない場合

には、請負者は工期の延長（いわゆる無償延長）を請求できることとされている（第21条）が、同条の対象には、監督員の失火による火災など発注者に帰責事由がある場合も含まれうる。

②問題意識

発注者に帰責事由がある場合には、工期の延長に伴う増加費用は発注者が負担することが適切と考えられないか。典型的なケースである設計変更や工事の一時中止に伴う工期の延長の場合には、個別の条項（第19条、第20条等）で発注者が必要な費用負担を行うことが明確化されているので、本条でも同様の明確化を検討する必要があるか。

（３）個人が発注者となる注文住宅の建設工事における代金支払方法

①現状

民間建設工事標準請負契約約款（乙）には請負代金の支払時期・割合に関する具体的な定めがない。

②問題意識

注文住宅の建設工事において、建設業の商慣行を熟知していない個人発注者が、出来高を大幅に超える代金を前払いし、請負者の倒産等の結果、大きな損害を被る事例がある。発注者ができるだけ工事の出来高に比べて過度な支払いをしないよう、請負代金の支払時期・割合に関して何らかの措置を検討することが必要ではないか。

【参考】

*住宅関連団体で構成する（社）住宅生産団体連合会が、工事の出来高に照らして合理的な支払とする契約の締結等を求める自主的なガイドラインを策定している。（平成21年3月）

（４）注文者・請負者の呼称

①現状

注文者を「甲」と、請負者を「乙」と呼称している（公共工事

標準請負契約約款第1条 等）。

②問題意識

注文者を「甲」と、請負者を「乙」と呼称することにより、注文者が請負者に優位するとの印象を与えているおそれがあり、こうした呼称を改めることを検討することが必要ではないか。

2 契約履行体制の合理化

(1) 現場代理人の常駐義務

①現状

公共工事標準請負契約約款において、現場代理人は工事現場に常駐することとされている（第10条）。

②問題意識

通信手段の発達した現在において、現場代理人を常駐させることが契約の的確な履行のために常に必要な措置であるか、請負者にとって過度な負担となっていないか、再検証することが必要ではないか。

【参考】

- * 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、請負代金額の変更等の重要な事項を除き、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる請負者の代理人のことである。
- * 昨今、地方公共団体においては、請負者の負担軽減の観点から、現場代理人の常駐義務を緩和する動きが相次いでいる。
- * 主任技術者又は監理技術者と現場代理人は兼務している場合が多いが、現場代理人に常駐義務が課せられていることにより、一定金額以上の工事に限定される技術者の専任義務が実質的に強化されているとの指摘もある。

3 不良不適格業者の排除

(1) 反社会的勢力の排除

①現状

契約の相手方が暴力団等の反社会的勢力の影響を受けていた場合の解除権・損害賠償請求権を定めた規定がない。

②問題意識

建設工事の現場から反社会的勢力の排除を徹底するため、契約の相手方が反社会的勢力の影響を受けていた場合の解除権・損害賠償請求権を定めた規定（いわゆる「暴力団排除規定」）の整備について検討することが必要ではないか。

【参考】

- * 犯罪対策閣僚会議に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチームにおいて、「暴力団排除条項の参考例」が示されている。
- * （社）日本建設業団体連合会において、建設工事における暴力団排除条項の参考例が検討されている。

4 民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款との関係

①現状

民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会により作成されている民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款は、民間建築工事で広く使われている実態があるが、累次の改正を経て、中央建設業審議会が作成する民間建設工事標準請負契約約款（甲）との違いが大きくなっている。

②問題意識

民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款との整合を図る観点から、中央建設業審議会が作成する民間建設工事標準請負契約約款（甲）について、全般的な見直しを検討することが必要ではないか。

5 法令・制度改正事項の反映等

（１）建設業法の改正（平成 20 年 11 月施行）

民間建設工事標準請負契約約款（甲）・（乙）において、共同住宅の新築工事については、発注者の承諾があっても一括下請負でき

ない旨の明確化を行うことが必要ではないか（民間建設工事標準請負契約約款（甲）第3条 等）。

（２）特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の制定

（平成21年10月施行）

住宅瑕疵担保履行法の対象工事について、資力確保措置（保証金の供託又は保険契約の締結）の内容を契約書に記載する必要がある旨の明確化を行うことが必要ではないか。

（３）地域建設業経営強化融資制度の創設（平成20年11月創設）

債権譲渡禁止特約の例外として、「下請セーフティネット債務保証事業」により請負代金債権を担保として資金を借り入れる場合に加えて、平成20年11月に創設した「地域建設業経営強化融資制度」により請負代金債権を担保として資金を借り入れる場合も例示することについて検討することが必要ではないか（公共工事標準請負契約約款第5条）。

（４）中間前金払制度の普及

公共工事標準請負契約約款において、制度の普及が進んでいる中間前金払制度を明確に位置付けるとともに、その支払割合の標準が2割である旨の例示を検討することが必要ではないか（公共工事標準請負契約約款第34条）。

【参考】

＊中間前金払制度新規導入自治体数

64自治体(20年度) 126自治体(21年度)

＊中間前金払保証実績

2,472件(11年度) → 5,277件(16年度) → 10,119件(21年度)

資料6

審議スケジュール（案）

○4月

第一回

- ・建設産業の現状と最近の取組み
- ・入札契約制度の改善に向けた取組み
- ・審議事項（経審基準、標準約款）に係る事務局の問題意識の提示
- ・各委員の意見聴取

・事務局において、審議事項に関する各委員の意見を整理

○6月

第二回

- ・審議事項に係る各委員の意見再聴取
- ・経審基準、標準約款改正の項目と方向性の確認

・事務局において、審議を踏まえて改正案を作成

○夏頃

第三回（取りまとめ）

- ・経審基準、標準約款改正の事務局案提示
- ・案についての審議
- ↓
- ・経審基準の改正事項の取りまとめ
- ・改正標準約款の決定、関係者への使用勧告

経営事項審査基準については、その後、速やかに関連告示等の改正作業に着手し、一定の周知期間・準備期間を経て施行。

資料 1

平成22年4月22日現在

中央建設業審議会委員名簿

あさぬま	けんいち	浅沼 健一	社団法人全国建設業協会会長
いづか	のぶゆき	飯塚 延幸	三菱地所株式会社代表取締役副社長
おおもり	ふみひこ	大森 文彦	弁護士・東洋大学法学部教授
おの	とおる	小野 徹	社団法人全国中小建設業協会副会長
きよはら	けいこ	清原 慶子	三鷹市長
さいが	せいじろう	才賀 清二郎	社団法人建設産業専門団体連合会会長
そのだ	まりこ	園田 真理子	明治大学理工学部教授
たかす	やすとも	高須 康有	社団法人日本空調衛生工事業協会副会長
たかはし		高橋 はるみ	北海道知事
つばき	ちかみ	椿 慎美	公認会計士・あずさ監査法人代表社員
なかむら	みつよし	中村 満義	社団法人日本土木工業協会会長
のむら	てつや	野村 哲也	社団法人日本建設業団体連合会会長
はたなか	かおり	畠中 薫里	政策研究大学院大学准教授
はっぽう	たかくに	八方 隆邦	東京急行電鉄株式会社代表取締役副社長
ひらい	よしお	平井 宜雄	専修大学法科大学院教授
ふじわら	まりこ	藤原 まり子	博報堂生活総合研究所客員研究員
ふるいち	よしひろ	古市 良洋	全国建設労働組合総連合書記長
もりもと	よしひさ	森本 宜久	電気事業連合会副会長
やすだ	まきこ	保田 真紀子	弁護士
やの	ひろのり	矢野 弘典	中日本高速道路株式会社代表取締役会長

(五十音順、敬称略)